第３回　宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る事業者説明会

～宮崎市介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）への移行について～

平成２９年 5月 ２日(火)

宮崎市福祉部
介護保険課 介護予防係

会　次　第

１．開会
２．介護保険課長あいさつ
３．内容
　・宮崎市第１号事業の移行について
　・質疑応答
　・質問票について
４．閉会

説明内容の概要

１．介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の事業構成
⇒　新しい総合事業は以下の２つの事業から構成される
①介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）
②一般介護予防事業

２．宮崎市が実施する第１号事業のサービス名称とそのサービスコード
①介護予防訪問介護（６１）　⇒　**介護予防型訪問サービス（Ａ１又はＡ２）**
②介護予防通所介護（６５）　⇒　**介護予防型通所サービス（Ａ５又はＡ６）**

３．介護予防訪問（通所）介護から第１号事業への移行時期
⇒　要支援の認定を受けている方全てが、**平成２９年４月から一斉に移行するものではありません**

４．要介護等区分の変更（要支援等から事業対象者）

５．介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント

1．介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の事業構成

要支援1・2の人

事業対象者

介護予防支援

介護予防ケアマネジメント

<介護予防サービス>
※介護予防訪問介護
※介護予防通所介護
●介護予防訪問看護　等
<地域密着型介護予防サービス>
●介護予防小規模多機能型居宅介護　等

予防給付

<介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）>

●第１号訪問事業（訪問型サービス）
・介護予防型訪問サービス
●第１号通所事業（通所型サービス）
・介護予防型通所サービス

<一般介護予防事業>
・運動教室等の事業　等

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

※現在の要支援の認定を受けている方のホームヘルプとデイサービスは、
認定の更新申請を迎えるまで　**<u>介護予防サービス</u>**、
更新を迎えた後は　**<u>第１号事業の介護予防型訪問（通所）サービス</u>**　として、提供されます。

２-（１）宮崎市が実施する第１号事業のサービス名称とそのサービスコード

みなし指定事業者の場合

※**平成２７年３月３１日以前**から介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を有する事業者

サービス名称（サービスコード）		
介護予防訪問介護（６１）	⇒	**介護予防型訪問サービス（Ａ１）**
介護予防通所介護（６５）	⇒	**介護予防型通所サービス（Ａ５）**

みなし指定事業者以外の場合

※**平成２７年４月以降**に初めて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を有した事業者

サービス名称（サービスコード）		
介護予防訪問介護（６１）	⇒	**介護予防型訪問サービス（Ａ２）**
介護予防通所介護（６５）	⇒	**介護予防型通所サービス（Ａ６）**

2-（２）宮崎市が実施する第１号事業のサービス名称とそのサービスコード

○みなし指定事業者の有効期間
平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで

↓

平成３０年４月１日（平成３０年度）以降も継続して宮崎市第１号訪問（通所）事業を提供する場合は、有効期間満了を迎える前に、あらためて、宮崎市へ第１号訪問（通所）事業者としての指定申請を行い、宮崎市から第１号訪問（通所）事業者としての指定を受ける必要があります。

↓

事業所数も多いことから、全てのみなし指定事業者の申請受付業務等がスムーズに行える様、指定申請に当たっては、宮崎市が事業者をグループ分けし、計画的な申請受付業務等を行います。

↓

指定申請のタイミング等については、宮崎市から各事業所宛に文書等を発送し、お知らせすることとします。

３．介護予防訪問(通所）介護から第１号事業への移行時期

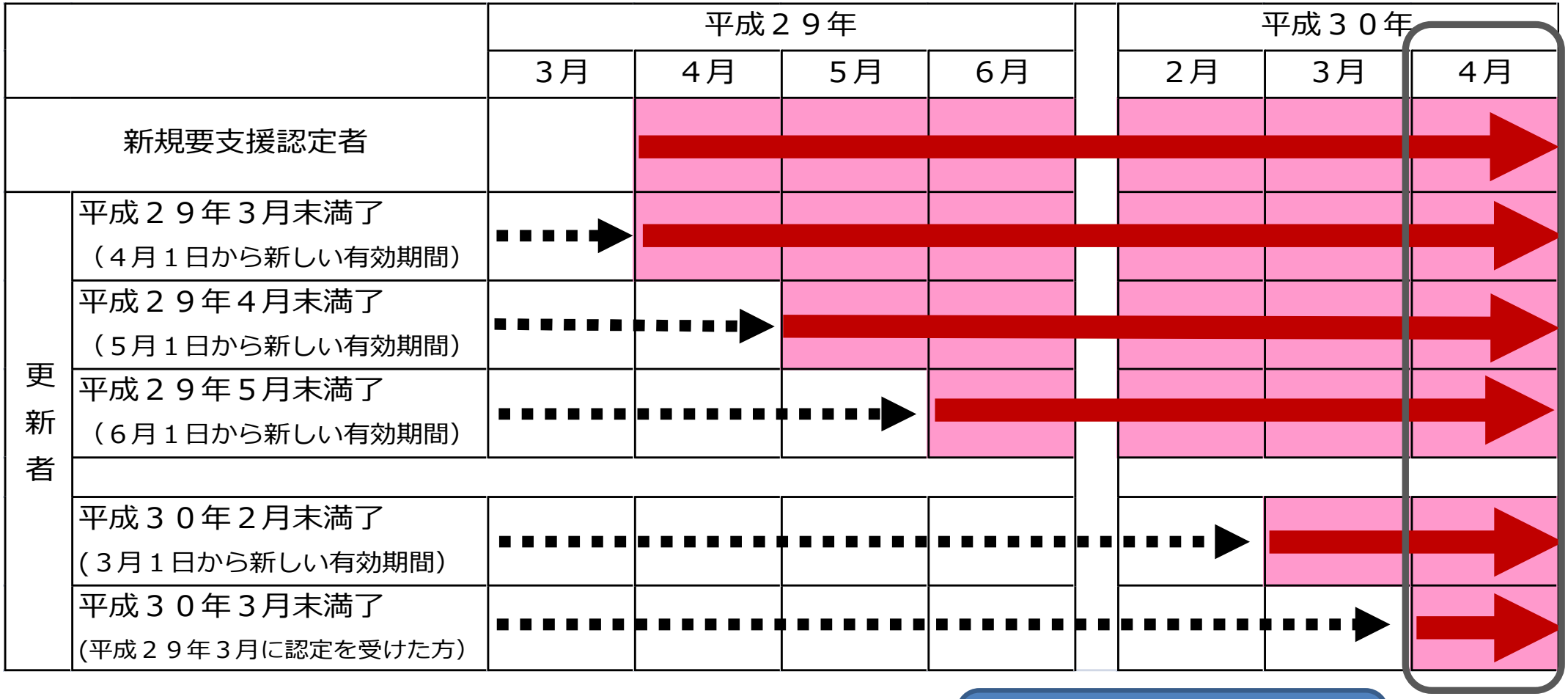

介護予防サービスとしての介護予防訪問（通所）介護

第１号事業としての介護予防型訪問（通所）サービス

宮崎市第１号事業への完全移行

４．要介護等区分の変更（要支援等から事業対象者）

宮崎市第１号事業への移行に伴い、新しい要介護等区分が創設

事業対象者

宮崎市では事業対象者の申請に当たって、以下のとおりとしています。

○**初めて**介護保険制度を利用される方　⇒　要介護・要支援**認定の申請**を行う

○要介護・要支援認定の**更新申請**の方　⇒　基本チェックリストの実施による『**事業対象者**』の申請（以下①～③に該当する場合）又は認定の更新申請を行う

①利用者が６５歳以上の第一号被保険者である

②利用するサービスが宮崎市第１号訪問（通所）事業のみである

③制度を説明したうえで、利用者が選択する

※事業対象者となった後に、介護予防サービス（住宅改修等）の利用が必要となった場合は要支援・要介護の申請を行う必要があり、それを妨げるものはありません。

5-（１）介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント

利用者	利用するサービス （利用できるサービス）	プラン作成費 （サービスコード）
要支援認定者	介護予防サービス	介護予防支援費（４６）
	介護予防サービス＋第１号事業	介護予防支援費（４６）
	第１号事業	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）
事業対象者	第１号事業	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）

※要支援認定者が利用するホームヘルプとデイサービスは、
認定の更新申請を迎えるまで　介護予防サービス（介護予防訪問（通所）介護）、
更新を迎えた後は　第１号事業の介護予防型訪問（通所）サービス　として、提供されます。

5-（２）介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント

（例）要支援１、有効期間（平成２９年５月３１日まで）、みなし指定事業者のサービスを利用

平成29年5月31日まで	平成29年6月1日以降
【1】介護予防通所リハビリテーションを利用した場合 介護予防支援（46） 介護予防通所リハ（66）	【1】介護予防通所リハビリテーションを利用した場合 介護予防支援（46） 介護予防通所リハ（66）
【2】介護予防訪問介護と介護予防通所リハビリテーションを利用した場合 介護予防支援（46） 介護予防訪問介護（61） 介護予防通所リハ（66）	【2】介護予防型訪問サービスと介護予防通所リハビリテーションを利用した場合 介護予防支援（46） 介護予防型訪問サービス（A1） 介護予防通所リハ（66）
【3】介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用した場合 介護予防支援（46） 介護予防訪問介護（61） 介護予防通所介護（65）	【3】介護予防型訪問サービスと介護予防型通所サービスを利用した場合 介護予防ケアマネジメント（AF） 介護予防型訪問サービス（A1） 介護予防型通所サービス（A5）

本　日　の　ま　と　め

1．介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の事業構成

⇒　新しい総合事業は以下の２つの事業から構成される

①介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）

②一般介護予防事業

2．宮崎市が実施する第１号事業のサービス名称（サービスコード）

①介護予防訪問介護（６１）　⇒　**介護予防型訪問サービス（Ａ１又はＡ２）**

②介護予防通所介護（６５）　⇒　**介護予防型通所サービス（Ａ５又はＡ６）**

3．第１号事業への移行時期

⇒　平成２９年４月から**一斉に移行**するのではなく、**認定更新のタイミングで順次移行**する

⇒　平成３０年度以降は介護予防訪問（通所）介護の利用は想定されない

4．要介護等区分の変更（要支援等から事業対象者）

⇒　認定の更新に当たり、利用者の選択に基づき事業対象者の申請が可能となった

5．介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント

⇒　要支援認定者が利用するサービスによって、**介護予防支援**又は**介護予防ケアマネジメント**に分かれる

⇒　**事業対象者**は介護予防ケアマネジメントのみの実施となる